

# 注意!! 空知管内で 特殊詐欺が多発中です

## 当選商法

「当選した」「懸賞金が当たった」「あなただけが選ばれた」などと特別な優位性を強調して消費者を騙し、お金を支払わせる商法。

最近では、外国からメールが届き、あたかも高額の当選金が貰えるように見せかけ、事務手数料などと称してクレジットカードで決済させ、何回も請求されるなどの手口があります。



## 還付金等詐欺

医療費や介護保険料、年金の「還付金があるが受取期限が迫っている」「ATMで還付金の手続きができる」などの内容で役場・年金事務所などの職員を名乗って電話をかけ、指示どおりにATMを操作すると、実際には犯人側の口座にお金が振り込まれるという詐欺です。



あやしいと思ったら、すぐに110番!

# 18歳から大人!!

## 契約や買い物はよく「考えて」

民法が改正され、令和4年（2022年）4月1日から成年年齢が引き下げとなり、18～19歳の若者も法律上は、「大人」として扱われることとなります。高校生でも18歳の誕生日を迎えると「成年」です。成年になると自分の意志で様々な契約を結ぶことができるようになりますが、責任を負うのも自分自身です。

### ～若者に多いトラブル事例～

マルチ商法・・・友達などを加入させれば利益が得られると言われ、商品やサービスを契約させられた。

ネット通販・・・有名ブランド品が格安で販売されていたので注文し、決済後に偽サイトだと気付いた。

定期購入・・・お得な1回だけの購入だと思ったら、2回目からは高額な定期購入になっていた。

儲け話・・・暗号資産の投資をすると誰でも必ず儲かるという広告を見て契約したが、全く利益が出ない。

デート商法・・・SNSで知り合った異性から勧められた商品を購入した途端、連絡が途絶えてしまった。

エステ・・・お試しのつもりで出向いたエステで強引に勧誘され、高額な契約をさせられてしまった。

### ートラブルに遭わないためにー

- ◎契約する前によく考えましょう。契約を急かされても、必要なければきっぱりと断りましょう。
- ◎儲け話を鵜呑みにしないようにしましょう。「簡単に儲かる」「すぐに元が取れる」「あなただけに」といった言葉には要注意です。
- ◎「お金が欲しい」「彼女・彼氏が欲しい」「友達の頼みは断れない」「断ったら嫌われる」といった若者の「欲」や「思い」につけ込む事業者に注意しましょう。SNSなどネットを介して知り合った人を安易に信用するのは危険です。

心配や不安に感じたり、トラブルにあったら、すぐに《消費生活相談窓口へ相談を》

◇北海道消費生活センター ☎050-7505-0999

◇滝川地方消費者センター ☎(0125) 23-4778

◇役場産業観光課商工観光係 ☎(0125) 65-2118

◇警察相談専用電話 ☎#9110

◇消費者ホットライン ☎188（平日は役場につながります。）